

北本市自治基本条例素案

(懇話会意見併記版)

2008年（平成20年）12月

北本市自治基本条例制定研究懇話会

目 次

前文	1
第1章 総則		
1 目的	2
2 この条例の位置づけ	2
3 定義	3
第2章 基本原則		
4 基本原則	3
第3章 市民		
5 市民の権利と責務	4
6 事業者の責務	4
第4章 議会		
7 議会の責務	5
8 議員の責務	5
第5章 市長等		
9 市長の責務	6
10 他の執行機関の責務	6
11 職員の責務	7
第6章 行政運営		
12 総合計画等	7
13 行政評価	8
14 行政手続	8
15 健全な財政運営	9
16 財産管理の原則	9
17 財政状況等の公表	10
第7章 自治の仕組み		
第1節 情報公開		
18 情報の公開と共有	10
19 個人情報の保護	11
20 説明責任	11
第2節 参画・協働		
21 参画・協働の推進	12
22 審議会等	12
23 コミュニティの活動の推進	13
24 意見、要望等への対応	13
25 市民意見提出制度	14
第3節 住民投票		
26 住民投票	14
第8章 連携・交流		
27 他団体との連携及び交流	15
第9章 北本市自治基本条例審議会		
28 北本市自治基本条例審議会	15
第10章 この条例の検証及び見直し		
29 この条例の検証及び見直し	16

（前文）

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸とを結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、武蔵野の面影を現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

私たちは、今、地方分権の時代を迎え、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという原則のもとに、市民主権の地方自治を確立し、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを拓いていくことが求められています。

また、私たちは、一人ひとりが個人として尊重され、安全を享受して安心して生活することができる「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に努めるとともに、先人たちが残してくれた豊かな自然を次世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民はまちづくりの主役となり、市と情報を共有して、自らの責任においてまちづくりに参画し、市は開かれた市政運営と市民参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市が協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識のもとに、私たちは、北本市におけるまちづくりの基本原則とその基本的な事項を明らかにし、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、ここに北本市自治基本条例を定めます。

【条文の解説】

北本市の憲法である「自治基本条例」の制定にあたって、北本市が新たなまちづくりを決意する宣言文として前文を作成しました。したがって、文中の「私たち」は、市民、議会、市（行政）の3者を含めた「北本市」を指します。

この前文は、1 まちの歴史、文化と環境 2 新たな自治のかたち 3 まちのあるべき姿 4 その実現のために必要なこと 5 自治基本条例を制定する意義 の5つの段落で構成しています。

北本市の自治の基本理念として、「自己決定・自己責任」「市民主権」を掲げ、市民憲章の「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市のまちのあるべき姿として整理しました。

【条文作成の背景】

懇話会では、北本市の特色や将来に向けた課題として、市街地に残された雑木林が年々減少している問題を取り上げ、緑を残すためにはどのような取り組みを進めればよいかについて、毎回のように議論しました。そして、その問題をこの自治基本条例の中にどのような形で位置付けたらよいかについても議論しました。

議論の末、自治基本条例は自治の基本的な事項を定める条例であるため、北本市の特色である緑を残す問題等については、この前文の中で市民憲章とともに触れるに止め、その問題をはじめ、解決しなければならない様々な課題について、今後は、市民、議会と行政が協働して問題解決に取組む必要性を確認しました。

第1章 総則

1 (目的)

この条例は、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現するため、まちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりの主役である市民の権利と責務、議会と市の責務を明らかにするとともに、市民自らがまちづくりに参加し、議会及び市と協働して住民自治を実現することを目的とする。

【条文の解説】

この条例を制定する目的は、市民、議会及び市がそれぞれの役割を担い、協働して「住民自治を実現」することにより、個性豊かに自立し、すべての市民が安心と安全を享受して生活できる地域社会を構築することにあります。

私たちが市民ワークショップの時に議論した理想のまちは、「老若男女、あるいは障害を抱えている人等、すべての人が終の棲家として安心に暮らせるまち」であり、また「自立した個性あるまち」でした。そのため、目指すまちの姿を、「個性豊かな自立した誰もが安心して生活できるまち」と表現しました。

【条文作成の背景】

懇話会で検討した当初の案では、「議会と市」の部分を「議会、市長及び市職員」と表現していましたが、それは、市の職員は市長の補助機関であるものの、その責任を自覚してもらい、職員一人ひとりがしっかりと役割を担って欲しいという市民の強い思いによるものでした。結果として、この条文からは、市職員の責務という直接的な表現は消えましたが、単独の項目を設けて職員の責務を規定することとしました。

2 (この条例の位置付け)

この条例は、市政運営における最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

【条文の解説】

この条例は、北本市のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例であり、この条例の理念の下に市政が運営されるべきであるという考え方から、条例には上下関係はないものの、この項目でこの条例を「市政運営における最高規範」として規定することにより、この条例の理念が他の全ての条例、規則等に反映される形にしました。

懇話会では、この条例を中心に他の条例がツリーの形で位置付けられる構造で整理されるべきであると考えています。

【条文作成の背景】

この項目は、当初、この条例を「北本市における最高規範」と表現していましたが、上位法との関係も考慮して、「市政運営における最高規範」という表現に改めました。

3（定義）

この条例における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民、議会及び市がそれぞれの役割と責任のもとに對等の立場で共通の目標に向けて、協力することをいう。
- (2) 参画 市が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいう。
- (3) コミュニティ 市民の生活の中にある、地域や共通の関心によって自主的につながった連帯性を持つ組織及び集団をいう。

【条文の解説】

この項目では、条文の中で使用する用語のうち説明が必要と思われるものについて解説しました。比較的新しい言葉である「協働」と「参画」、「コミュニティ」の意味について説明しています。

【条文作成の背景】

定義の項目では、当初、「市民」、「事業者」、「市」、「執行機関」等の用語を規定することも検討しましたが、市政運営の最高規範となるこの自治基本条例で「市民」や「市」について定義してしまうと、他の条例、規則等に影響を及ぼし、不都合が生じることが考えられることから、この条例ではあえて定義しないこととしました。

懇話会では、この条例における「市民」は、市内に在住、在勤、又は在学している個人、市内で活動する団体等を対象とし、「市」は、議会を除いた市長を代表者とする行政執行機関を想定して議論しました。

また、行政が主体となって進めるものを「市政」、その「市政」に市民が主体となって進める自治会やNPO等の公益的な活動を含めたものを「まちづくり」として捉え、市民の「市政」への「参画」、市民「まちづくり」への「参加」として整理しました。

第2章 基本原則

4（基本原則）

- 1 市民、議会及び市は、それぞれの役割を踏まえ、協働してまちづくりを進めるものとする。（協働の原則）
- 2 市民は主体的にまちづくりに参加するものとする。（参加の原則）
- 3 市は市民の市政への参画の機会を保障し、市民の意思を市政に反映させるものとする。（参画の原則）
- 4 市民、議会及び市は、それが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。（情報共有の原則）

【条文の解説】

基本理念を前文の中で明らかにした上で、基本原則を一つの項目としてここに規定しました。

条例の制定目的を「市民自らがまちづくりに参加し、議会及び市と協働して、住民自治を実現し、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現を図る」としましたが、協働と市民参加を進めるためには、市民と議会、市のそれぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することがその前提条件であると考え、北本市における自治の基本原則を、「協働の原則」、「参加・参画の原則」、「情報共有の原則」の3原則として整理しました。

【条文作成の背景】

懇話会では、協働のまちづくりを進めるためには、基本的に市民が市政のあらゆる過程に参画することが理想の形であると考えましたが、税の課税、法規制に関連する業務等、行政のみが単独で行うべき業務もあり、市民が市政のあらゆる過程に参加すると規定することは難しいため、「参加の機会を保障」し、「市民の意思を市政に反映させる」という表現にしました。

第3章 市民

5（市民の権利と責務）

- 1 市民は、市政に関する情報を知る権利、市政に参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。
- 2 市民は、納税の義務及び行政サービスに伴う使用料等を負担する義務を果たさなければならない。
- 3 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するとともに、市民相互の連携に努めるものとする。

【条文の解説】

市民が持つ基本的な権利として、「市政に関する情報を知る権利」、「市政に参画する権利」と「行政サービスを等しく受ける権利」を規定しました。市民が行政と協働してまちづくりを進める前提条件として、行政側から市民への市政に関する情報提供と市民の積極的な市政への参画が不可欠であることから、これを「市民の権利」の第1に位置付けました。

一方、市民の責務については、納税の義務は憲法にも国民の義務として位置づけられてはいますが、税は市の財務の根幹を支えるものであり、また、使用料等を負担すべきことは、市民の行政サービス享受の対価として守られるべき義務であることから、あえてこの条例にも規定しました。

【条文作成の背景】

市民ワークショップでは、市民の自治会への加入を市民の義務としてこの項目に位置づけすべきであるという意見も出されました。「まちづくり」の根幹は、自治会や地域コミュニティ活動を含めた「地域活動」にあって、市民が主体となって「まちづくり」を進めるためには「地域活動」への積極的な市民参加が必要であるため、自治会や地域コミュニティ活動への参加を「市民相互の連携」という表現にして、そこへの参画を市民の努力義務として定義しました。

また、「まちづくり」に市民が参加する際には、自らの発言と行動に責任を持つべきであるという意見も出されました。

納税と使用料等を負担する市民の義務については、中間報告後に開催した説明会の際に「憲法で定めているものをあえて条例に記載するものではない」という意見も出されましたが、市民ワークショップでは、税金の滞納問題のほか、学校給食費や保育料の未払いの問題についても議論し、「まじめに支払う人が不利益を被るような社会であってはならない」「市民は権利を主張する前に義務を果たさなければならない」という意見が多く出されたことから、行政サービスを受ける権利と対になる市民の責務として明確に規定することにしました。

6（事業者の責務）

事業者は、住環境に配慮し、地域社会との調和を図るとともに、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

【条文の解説】

この項目では、事業者の責務として、事業者も市民の一員とし、市民と同様の責務を有するほか、市民の責務とは別に地域社会への貢献活動や従来の生活環境を守るべき責務を課す規定を盛り込みました。これは、別に開発を規制する条例等を定める際に根拠となる条文です。

【条文作成の背景】

懇話会では、今後の北本市の課題の一つとして、圏央道や上尾道路等の整備後の民間企業による新たな開発に伴う環境問題や、新規に出店する事業者の営業活動による生活環境の変化等に対応するため、事業者に対し、市民の責務とは別に負う責務を設ける必要があると考えました。

その一方で、事業者が引き起こす負の事項だけを捉えるのではなく、実際には、既存の事業者は地域の社会貢献活動等を積極的に行っている事例があることも認識しておく必要があるという意見も出されました。

第4章 議会

7（議会の責務）

- 1 議会は、行政への監視機能を高め、市民福祉の向上に努めるとともに、市の意思決定機関として、市民の意思が市政運営に反映されることを念頭において活動しなければならない。
- 2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

【条文の解説】

ここでは、市の意思決定機関としての議会の役割と、責務について規定しました。

議会は、行政の監視機能を有するとともに、市民全体の福祉の向上を考えながら市民の意志が市政運営に反映されるよう活動しなければならないことを規定しました。

また、市民に対する説明責任を有することと、市民への情報発信など開かれた議会運営を行うよう努めることも議会の努力義務として位置付けました。

【条文作成の背景】

懇話会では、議会で決まったことが同時に市民全員の合意になることが必要であるという考え方から、それを実現させるために必要な事項を、議会の責務と議員の責務として規定することにしました。

議会への要望として、「より一層のチェック機能の強化」、「議論の過程の明確化」、「議員個人の力量の向上」等の意見が出されました。とりわけ委員共通の意見は、「市民の思いを正しく反映させる議会であって欲しい。」ということでした。

情報公開の観点からは、本会議討論の状況をリアルタイムで動画公開していることは大変良いことであり、議会が保有する情報等についても、より積極的に公開していく必要性があると考えます。

また、北海道栗山町や伊賀市等で制定されている「議会基本条例」についても、他市町村の先進事例を調査・研究し、本市においてもこのような条例を制定することが望ましいという意見が出されました。

自治基本条例説明会では、この「議会基本条例」を「別に条例で定める」と自治基本条例の中に明確に規定しておくべきではないかという意見が出されました。自治基本条例では北本市の自治の基本的な事項として議会の役割と責務を規定し、議会運営のルールを定める議会基本条例については、議会において条例の必要性から検討するべきであるという意見でまとまりました。

8（議員の責務）

議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

【条文の解説】

議会全体の機能としての「議会の責務」とは別に、議員個人としての「議員の責務」も位置づけることにしました。

【条文作成の背景】

市民の責務、市長の責務をこの条例に規定したことから、議員個人の責務もひとつの項目として位置づけておくべきという意見に基づき、この条文を作成しました。

第5章 市長等

9（市長の責務）

- 1 市長は、第4条の基本原則にのっとり、この条例の目的達成のために必要な施策を講じなければならない。
- 2 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。
- 3 市長は、市民に分かりやすい簡素で効率的な組織を構築し、常に最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力と知識の向上を図らなければならない。

【条文の解説】

この項目では、市長の責務として、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じること、市の代表者であることを認識して市政執行にあたること、民間企業と同様に、最小の経費で最大の効果をあげよう努力すること、補助機関である職員を適正に指揮監督し、職員の能力や知識の向上を図ることを規定しました。

【条文作成の背景】

ここで規定したもののはか、選挙公約の提示・説明及びその実現に努めること、北本市らしさというようなまちの独自性を打ち出すよう努めること等も市長の責務として考え取り組んで欲しいという意見が出されました。

また、直近の課題への対応はもとより、長期的な視点で市の将来を見据えた政策に取り組むこと等も重要であるという意見も出されましたが、長期的視点でまちづくりに取り組むことは、総合計画等の項目に市の責務として規定することとしました。

10（他の執行機関の責務）

市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営にあたらなければならない。

【条文の解説】

教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会など、市長部局以外の執行機関についても市長と同様の責務を負うことを単独の項目を設けて規定しました。

11（職員の責務）

- 1 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、常に研鑽に努めるとともに、職員相互に連携し、協力するものとする。
- 3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならぬ。

【条文の解説】

憲法第15条第2項で「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、また、地方公務員法第30条では「全て公務員は、全体の奉仕者として勤務」すべきことが規定されています。

懇話会では、市の職員の責務としては、自ら必要な知識の習得と向上に努め、最新の情報を収集して、的確な判断を行うとともに、常に市民の立場にたった行動が求められること。また、配属された課の職員という意識ではなく、北本市の職員であるという意識を持ち、相互に連携、協力してまちづくりに取り組むべきこと。さらに、市民への対応や事案の判断基準等に際しては、その時代、個別状況に即して柔軟な対応が求められることなどを議論しました。これらの意見を3つの項目に整理し、職員の責務として規定しました。

【条文作成の背景】

職員はまず、自分が北本市民であるということを自覚し、それぞれがより良いまちづくりのために積極的に職務に取り組んで欲しいというのが懇話会の総意です。

地域別懇談会で出された意見として、「職員は優秀であり、職務に精通しており、いまさら研鑽は不要ではないか」との意見も出されました。職員は、新しい時代に合った新しい分野の知識の習得に努めるとともに、自分の持ち場以外の仕事についても広く理解し、常に広い視野を持って取組んで欲しいということから、「研鑽に努める」という規定を残すこととしました。

第6章 行政運営

12（総合計画等）

市は、この条例の基本原則に沿って、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定し、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

【条文の解説】

地方自治法第2条第4項に、市町村が基本構想を作成する義務が位置付けられています。この項目は、執行機関がその基本構想とそれを実現するための計画を策定し、それに基づいた行政運営を行うことを行政の義務として規定しています。

【条文作成の背景】

現在も市民参加による基本構想の策定等に取組んでいますが、この項目を設けることにより、まちづくりの基本的な計画を策定する際には、市民参加を求めたうえで計画策定することが行政の義務として明確化することになります。

1 3 （行政評価）

- 1 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、客観的な行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるよう努めなければならない。
- 2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けなければならない。
- 3 前2項に規定する行政評価に関し、必要な事項は、別に条例で定める。

【条文の解説】

行政は、市民等外部の人間を入れた客観的な行政評価を行い、その結果を次年度の予算等に反映させ、P（PLAN 計画）D（DO 実施）C（CHECK 検討）A（ACTION 処置）のP D C Aサイクルを有効に機能させるよう努めるべきことを規定しました。

また、その結果を公表し、広く市民の意見を聴取することも行政の努力義務としました。

さらに、行政評価システムを有効に機能させるために、その運用方法等必要な事項を定める「行政評価条例」を整備する必要があると考え、その制定についても規定しました。

【条文作成の背景】

懇話会では、行政評価を実施する目的は、「説明責任が果たされる行政の実現」、「効率的で質の高い行政の実現」、「市民の視点に立った成果重視の行政の実現」にあると考えました。市民等が参加する客観的な行政評価を実施し、その評価結果を広く市民に公表するとともに、さらにその評価結果についても市民から意見を聴取する機会を設けることにより、事業の改善に生かされる仕組みが確立するものと考えました。

1 4 （行政手続）

市は、行政運営における行政処分その他の手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上に努めるとともに、市民の権利利益を保護しなければならない。

【条文の解説】

当市では既に北本市行政手続条例を制定し、市が行う仕事のうち、各種申請、不利益処分、行政指導、届出についてのルールを示し、行政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めています。

そのため、この項目は、将来に渡ってこの行政手続条例の精神を担保するための規定としました。

15（健全な財政運営）

- 1 市長は、中長期的な財政見通しの下に、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営を行わなければならない。
- 2 市長は、自立した市政運営の推進のために、財源の確保に努めなければならない。

【条文の解説】

この項目以降では、限られた財源の中で、多様な行政サービスの提供を確保するために、関係する財政運営の原則等について規定しました。

地方分権が進む中、自治体経営（経営的行財政運営）の必要性が叫ばれていることから、地域資源の有効活用や企業誘致の推進による税及び雇用の確保等、常に自主財源の確保を念頭に置くことを市長の努力義務としました。

また、中長期的な財政見通しのもとに健全な財政運営を行うことを市長の努力義務として位置づけました。

【条文作成の背景】

この項目では、市民サービスと密接に関係する財政運営の原則について議論しました。

財政を効率的に運営する視点として、受益者負担の原則を取り入れて不公平感の解消を図ることやNPO等に代表される市民活動団体との協働を進めることも必要との意見が出ましたが、効率的な行政経営を考える一方で、生活保護など行政でしか担えない福祉面で必要な行政措置も担保しておく必要があります。

16（財産管理の原則）

- 市長は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

【条文の解説】

財産管理については、厳しい財政運営が迫られる中、道路、公園等の都市施設や学校、公民館等の公共施設の管理・運営について、計画性を持つとともに、民間活力の導入等を踏まえて適正かつ効率的な管理・運用に努めなければならないことを市長の努力義務としました。

【条文作成の背景】

条文中にある「効率的な運用」という表現を使用した理由は、行政も経営的な視点を持って業務に当たる必要があるという意味からです。

17（財政状況等の公表）

市長は、財政の計画、予算の執行状況及び財産の保有状況を分りやすく公表しなければならない。

【条文の解説】

この項目では、市民と行政とが協働するために必要な情報公開のうち、一番情報の公開が必要であると考えられるのに、公開されていない「予算」に関する情報を市民にわかりやすく公表すべきことを行政の義務として規定しました。

【条文作成の背景】

懇話会の議論では、健全な財政運営を行うためには、市民が何らかの形で予算に関わる機会を設ける必要があるという意見が多く出ました。しかし、予算編成は、地方自治法において市長に与えられた権限であり、市民が作成するものではないため、財政計画、予算の執行状況及び財産の保有状況を分かりやすく市民に公表することを行政の義務として規定しました。

ニセコ町が市民に向けてわかりやすく年度の予算を解説した予算説明書「もっと知りたい今年の仕事」を全戸配布している事例や、我孫子市がホームページ上で予算の査定段階を事細かに公表している事例等があることから、これらの先進的な取り組みについて調査・研究し、北本市においても市民が理解しやすい予算の公表方法を検討し、情報発信していくべきと考えます。

第7章 自治の仕組み

第1節 情報公開

18（情報の公開と共有）

- 1 市及び議会は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。
- 2 市及び議会は、参画及び協働によるまちづくりを推進するために、積極的な情報発信を行い、市、議会及び市民がまちづくりに関する情報を共有できるよう努めなければならない。

【条文の解説】

当市では、既に北本市情報公開条例を整備し、そのもとに制度を運用しているため、この項目では、市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならないことを規定して、その具体的な内容については北本市情報公開条例に委任する形で規定しました。

ここで規定している「情報」には、市民の請求に基づいて「情報公開」するものと、よりよいまちづくりを進めるためにそれぞれの主体が積極的に行うべき「情報発信」とがあります。

情報共有の原則は、まちづくりの3つの基本原則のひとつとしても規定していますが、市民の市政への参画を推進するための前提条件として、この「情報の公開と共有」の項目を自治の仕組みの章の第1番目に位置づけることにしました。

【条文作成の背景】

懇話会では、市は「市が保有する情報」を公開するだけではなく、「市民が市政参画に必要な情報」を、市民の立場に立って、わかりやすく発信していくことが必要であることを議論しました。

市は、よりよいまちづくりを進めるために、市民、議会及び行政それぞれが持つ情報を共有するための方策を考える必要があると考えます。

この情報公開については、「市民の権利」として位置付けるべきか「市民の責務」として位置付けるべきか議論になりましたが、「5市民の権利・責務」の項目で市民の情報を知る権利を位置付けていますので、この項目では、市の責務として市民の知る権利を担保する形として規定しました。

19（個人情報の保護）

市及び議会は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する市民の権利を保障するとともに、個人の権利及び利益を守るため、個人情報を保護しなければならない。

【条文の解説】

市は積極的な情報発信と適切な情報公開を行う一方、個人が特定されるような情報については保護しなければなりません。

北本市では、既に北本市個人情報保護条例を定めているため、その運用については、個人情報保護条例に委任する形で規定しました。

【条文作成の背景】

懇話会の議論では、地域で子ども会の名簿を作る際に、学校に情報を照会しても個人情報保護の名目で情報が提供されずに名簿が作れなかった事例や、災害弱者支援のための名簿作成の際にも市から情報が提供されなかつたことなど、本来の趣旨とは違った法の解釈により公開されるべき情報が公開されない事例等も発生しているため、今後は、この条例の趣旨に基づいて、個人情報保護条例等の見直しを図る必要があるという意見が出されました。

20（説明責任）

市は、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施及び評価にあたり、まちづくりに関する制度、施策及び情報について、その内容や必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

【条文の解説】

この項目では、市の説明責任の原則を示しました。市は計画策定や事業実施、また事業の評価を行う際に、市民にわかりやすく説明する義務を有することを規定しました。

【条文作成の背景】

この項目を検討した際には、地域食材供給施設建設に関連した一連の問題についての議論がなされました。この問題が起きた背景として、「市の市民に対する説明が足りなかつたためではないか」、「市がきちんと説明責任を果たさなかつたため、問題が起きたのではないか」という意見が多く出ました。「議会に対して説明しただけでは市民に対して説明したことにはならない」というのが懇話会全体の意見でした。

第2節 参画・協働

21（参画・協働の推進）

- 1 市は、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施及び評価の各過程において市民参画を推進しなければならない。
- 2 市は、協働を推進するにあたり、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めるものとする。この場合において市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。
- 3 市民参画の具体的な方法及び協働の推進に関する事項については、別に条例で定める。

【条文の解説】

この項目では、北本市のまちづくりの3原則のうちの「参加・参画」と「協働」の基本について規定しました。市民の公益的な活動支援を市の義務として規定し、市民参画と協働推進に関する具体的な方法等については、別に条例を設けて示すこととしました。

【条文作成の背景】

懇話会では、参画・協働は、計画段階、実行段階、評価段階の各段階によってそれぞれ方法が違い、また、その方法は多様なものがあるべきと考え、市民の意見を市政に生かす方策として、市民委員会を組織して市民の意見を行政に反映させる仕組みを構築する方法や、従来からある組織としての自治会及び地域コミュニティを今後、いかに活用し、市民が市政に参画していく仕組みをつくるべきか等について議論しました。

また、先に策定された『北本市市民と行政との協働推進計画』を踏まえて、「市民と市は、対等の立場で共通の目標に向けて応分の責任を持ち、期限を決めて協力する」という協働の理念を確認し、市民参画の必要性についても議論しました。

議論の末、市民委員会は、市民参画を促進するための組織として、協働推進条例や市民参加推進条例など、この条例のもとに整備される個別条例の検討の中で、今回の議論を継続して検討すべきものとしました。

また、市内には、自治会が111団体、コミュニティ委員会が8団体あり、相互に連携し、市の全域をカバーしていることから、市民の意見を聞く場としてコミュニティ委員会を活用することが考えられるため、この条例に協働推進のための制度として位置付けてはどうかとの意見も出されました。市民参画に関する詳細な規定については、この自治基本条例のもとに条例を体系化していく中で、自治会やコミュニティに深く携わっている人達の意見を聞きながら、改めて議論し、個別条例を整備していくこととし、この項目では、参画・協働の基本的な事項のみを規定するにとどめることにしました。

22（審議会等）

市は、審議会等の委員を委嘱しようとするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

【条文の解説】

審議会等の委員の選任基準については、現在、「附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を定め、その第7条で、「市民の意見をより広く反映させるため、委員の一部を公募により選任するよう努めるものとする。」と規定していますが、市民参加を進めるための重要な事項として、この自治基本条例にも項目立てて位置づけることとしました。

これは、市長の諮問に対し、住民の意思表明の場を確保するとともに、市民参画を保障するためのものです。

審議会等には地方自治法第202条の3に規定する附属機関とこれに類するものを含みます。

なお、附属機関とは、法律若しくはこれに基く政令又は北本市執行機関の附属機関に関する条例の定めにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関のことです。北本市には、北本市特別職報酬等審議会、北本市行政改革推進委員会、北本市情報公開・個人情報保護運営委員会、北本市男女共同参画審議会、北本市庁舎建設委員会など、現在18の附属機関があります。

2.3（コミュニティの活動の推進）

市は、活力のある地域社会の実現に寄与する自治会活動その他のコミュニティの活動の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

【条文の解説】

コミュニティ活動は、自治会や地域コミュニティ委員会としての地域コミュニティの活動とNPOなどの目的やミッションを共通にしたテーマコミュニティの活動とに分類できます。

これら自治会や地域コミュニティ、その他のコミュニティの活動は、地域の課題解決等市民生活を営む上で欠かせないものです。

そのため、コミュニティ活動推進のために必要な施策を講じることを市の義務としました。

【条文作成の背景】

当初は、「5市民の権利と責務」の項目に、市民の責務として自治会及び地域コミュニティ活動への参画を盛り込むことも検討しましたが、独立した項目として、自治会をはじめとするコミュニティ活動の推進を市の努力義務として明記し、その意義を強調することとしました。

また、条文を検討していく中で、自治会組織と地域コミュニティ組織が市内全域をカバーする自治体は、まだそう多くはなく、北本市の一つの大きな特徴であるということが明らかになりました。

「2.1 参画・協働の推進」の項目でも触れましたが、北本市の特性を活用し、自治会組織と地域コミュニティが今後どのように市政に関わり、よりよいまちづくりを進めていくのか、今後、その仕組みについて関係者の意見を聞きながら一緒に考えていく必要があります。

北本市では、自治会連合会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、PTA連合会、スポーツ少年団、婦人会、農業協同組合、商工会、文化団体連合会、青少年相談員協議会、体育協会、こども会育成連絡協議会、ロータリークラブ、ボーイスカウト北本団、4Hクラブ、石戸宿城ヶ谷堤桜保存会、レクリエーション協会と8つの地域コミュニティ委員会からなる北本市コミュニティ協議会が組織されていますが、8つの地域コミュニティ委員会は、コミュニティ協議会での話し合いの中から地域コミュニティ構想が生まれ、その後に組織されたものです。

2.4（意見、要望等への対応）

市は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応するものとする。

【条文の解説】

この項目では、意見、要望等への対応の原則を示し、その対応について、行政が最低限市民に担保すべきものを規定しました。

【条文作成の背景】

市が市民の意見、情報、知識を幅広く収集することは、市民参画の手段の一つとして、また、多様な意見を考慮して意思決定を行うためにも必要であると考えます。

現在、市長への手紙という形で市政に対する市民の率直な意見を受け付けていますが、市民の意見は、市政運営のための大切な情報として、市民と行政とで共有し、大いに活用すべきものと考えます。

この項目は、行政が市民の意見を単なる苦情処理で終わらせるのではなく、将来に向けて市民と行政とが協働してまちづくりを行うための基本的な取り組み姿勢を確認するものとして定義しました。

25（市民意見提出制度）

市は、別に条例で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べることができる機会を保障しなければならない。

【条文の解説】

この項目では、市民の市政への意見提出権を確立するために、計画策定や条例の制定など重要な案件については、市民から意見を聴取する機会を設けることを市の義務として規定しました。

【条文作成の背景】

この項目に記載した事項は、既にパブリックコメント制度として実施しているものですが、現在のパブリックコメント制度の運用については、要綱で定めて運用しているため、自治基本条例制定後には、条例として定め直す必要があります。

第3節 住民投票

26（住民投票）

- 1 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、議会の議決を経て、当該案件に関する住民投票を実施することができる。
- 2 市長は、住民投票を行うときは、その目的をあらかじめ明らかにするとともに、その結果を尊重するものとする。
- 3 住民投票ができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

【条文の解説】

市民の手によるまちづくりを推進する上で、市の将来を左右するような「重要な案件」については、市民が直接判断できる手段を担保しておく必要があると考え、住民投票の規定を設けました。

この項目では、市長の住民投票実施権を規定したほか、投票を実施した際には市長はその結果を尊重する規定を設けました。

なお、投票人の資格要件等、住民投票に関する詳細については、個別の住民投票条例の中で定めるものとしました。

【条文作成の背景】

懇話会では、市の将来を左右するような「重要な案件」として、合併に関する問題を想定して議論しました。

この項目を議論した際の争点は、市民の権利と議会の役割との関係であり、これを考慮した末に、住民投票を実施する際には、「議会の議決を経て」実施する形としました。

市民の権利として住民投票を請求する権利を記載する意見も出されました。しかし、地方自治法第74条の直接請求の規定により、市民には条例制定請求権が付与されていることから、この規定にはあえて記載しないこととしました。

第8章 連携・交流

27（他団体との連携及び交流）

- 1 市は、広域行政の推進及び共通する課題解決のために、国、県及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。
- 2 市民、議会及び市は、様々な分野の活動、交流等を通じて、市外の人々や他の国の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

【条文の解説】

行政運営に当たり、国や県、他市町村との連携は必要に応じて隨時行うべきことであり、他の自治体との比較において、参考にすべき事項は積極的に取り入れるべきものと考えます。

また、北本市だけでは解決できない行政課題については、近隣自治体や県、国と連携して共通課題を解決することが必要であるため、この規定を設けました。

第2項では、他市の人々や他の国の人々との交流の中から先進事例等を学び、その知恵や意見を北本市のまちづくりに取り入れていくことが必要であることからそれを市民、議会、市の3者の努力義務として規定しました。

【条文作成の背景】

この項目を検討する際に、緑の保存やゴミ減量に代表される自然・生活等環境問題の視点での取組みについて、国際社会との交流・連携を図る中で進めていく必要があるという意見や、北本市ではスポーツによる国際交流も行われており、こうしたことを機に国際交流に広がりを持たせることが可能となるのではないかという意見が出されました。

当初は「国際交流の推進」という項目立てを検討していましたが、市外の様々な人たちとの交流の中から、北本市のまちづくりに必要なものを学ぶことも記載すべきではないかという意見を採用し、この項目を作成しました。

第9章 北本市自治基本条例審議会

28（北本市自治基本条例審議会）

- 1 市に、北本市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。

【条文の解説】

自治基本条例は、つくって終わりではなく、運用して初めて意味があるものです。そのため、この条例が正しく運用されているかどうかを検証し、更に、条例の見直し等についても検討する組織が必要と考えます。

そのため、市長の附属機関（諮問機関）として、北本市自治基本条例審議会を設置することとし、その委員構成等詳細については別に規則等で定めることにしました。

【条文作成の背景】

懇話会では、この審議会がどのような役割を担うべきかについても議論しましたが、条例のチェック機関として適切な運用、見直しの検討を主な役割とし、政策立案、予算編成などのチェックについては、市民の自発性に委ねるべき事項とし、協働推進に関する条例等の中で、今までの議論を継続して、その仕組み等を改めて検討していくべきこととしました。

次の项目的「この条例の検証及び見直し」とも関連しますが、条例の進行管理を行い、適宜必要な見直しを行うために、審議会は、少なくとも年1回以上の開催が必要であることが議論され、審議会設置規則には、そのことを規定しておく必要があります。

第10章 この条例の検証及び見直し

29（この条例の検証及び見直し）

市は、この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証及び見直しを行うものとする。

【条文の解説】

自治基本条例の進行管理は、市が行いますが、自治基本条例を適切に運用し市政が進められているかを自治基本条例審議会がチェックすることになるため、社会、経済情勢等の変化により、条例の見直しが必要になった時には、「必要に応じて、見直しを行う」という規定を設けました。

【条文作成の背景】

市民ワークショップの時から一貫して出されている意見として、「まちの憲法制定の取組みを7万人の市民全員が知らなくていいのか」という考え方があります。中間報告後に開催した自治基本条例説明会でも「7万人全員の意見を聞いて制定する必要があるのではないか」「日本国憲法に憲法の改正の際には国民投票を行う規定があるが、この条例の改正、また制定に際し、住民投票は必要ないのか」などの意見が出されています。

懇話会は、当初、市職員を含めた市民28名で構成し、議論を進めてきました。住民自治を確立するための取り組みであるがゆえに、市民全員から意見を聞くことは無理であっても、この28名だけで条例素案を作るのではなく、出来る限り多くの市民の意見を聞き、それを反映した条例素案の作成を目指してきました。

しかし未だ、自治基本条例を知らない北本市民は大勢いると思います。条例制定後、行政には、出来る限りの広報活動を行い、この条例を周知する義務があります。

また、この条例はつくって終わりではなく、この条例の理念のもとに、必要な制度等を整え、真に市民が主体となって北本市のまちづくりが進められる体制を確立する必要があります。この条例の制定をきっかけに、多くの市民参加、市民参画のもとに北本市のまちづくりが進められることを期待しています。その意味からもこの条例は、必要に応じて市民が検証と見直しを行い、市民が育っていく条例であるといえます。